

**令和5年度 長泉町人事行政の運営等の状況
(フルタイム会計年度任用職員)**

1 任免及び職員数に関する状況

職員数 42人 (令和4年4月1日現在)

2 職員の人事評価の状況

区分	概 要
評価回数	年1回(評価基準日:12月1日)、対象期間 4月1日～11月30日
対 象 者	全職員
目 的	任用(再度任用)時における選考(客観的な能力の実証)を行うための1つの判断要素として活用
評価方法	「職務遂行能力」「取組姿勢」「仕事の成果」の3区分について評価 ※上記評価基準日以降の任用については、条件付き採用期間後に随時評価を実施

3 給与の状況

(1) 職員給与費の状況(普通会計決算)(令和4年度)

職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
	給料	職員手当	期末手当	計 B	
人	千円	千円	千円	千円	千円
42	101,242	10,482	21,318	133,042	3,168

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。

(2) 職員の手当の状況

① 期末手当(令和5年4月1日現在)

区分	会計年度任用職員	常勤職員
6月期	1.20月分	1.225月分
12月期	1.20月分	1.225月分
合計	2.40月分	2.45月分

② 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)	6,074 千円
一人当たり平均支給額(令和4年度決算)	145 千円
支給率	6 %
常勤職員の制度との異同	同

③ 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	2,909 千円
一人当たり平均支給額(令和4年度決算)	69 千円
支給実績(令和3年度決算)	1,693 千円
一人当たり平均支給額(令和3年度決算)	48 千円

④ 通勤手当

内容及び支給単価	常勤職員の制度との異同
[交通機関等利用者] 支給額 6箇月定期代	同
[交通用具使用者](片道2km以上) 支給額 2,000円～24,500円	

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	備考
7時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分	職場・職種によって、開始時刻及び終了時刻が異なる

(2) 休暇制度の状況(令和5年4月1日現在)

長泉町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の規定により、休暇の種類として、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間を整備している。
そのうち、「特別休暇」については、以下のとおり導入している。

取得要件
① 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合 ② 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 ③ 職員が結婚する場合 ④ 職員の親族が死亡した場合 ⑤ 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 ⑥ 地震、水害、火災その他の災害により職員の現居住が滅失し、又は損壊した場合 ⑦ 地震、水害、火災その他の災害により職員及び職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が不足している場合 ⑧ 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により職員が出勤することが著しく困難であると認められる場合 ⑨ 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するために勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 ⑩ 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 ⑪ 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合 ⑫ 妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 ⑬ 職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 ⑭ 職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 ⑮ 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 ⑯ 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合 ⑰ 女性職員が出産した場合 ⑱ 職員の妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 ⑲ 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員がこれらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき ⑳ 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき ㉑ 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 ㉒ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合 ㉓ 配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護その他の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが適当であると認められる場合 ㉔ 生理に有害な職務に従事する場合及び生理日において勤務することが困難である場合 ㉕ 妊娠中の女性職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが困難であると認められる場合

(3) 育児休業及び部分休業の取得者数(令和4年度)

区分		育児休業(人)	部分休業(人)	子が出生した職員数(人)
町長部局等	男性	0	0	0
	女性	0	0	0
教育委員会	男性	0	0	0
	女性	0	1	0
合 計	男性	0	0	0
	女性	0	1	0

(注) 当該年度に新たに育児休業又は育児のための部分休業を取得した人数である。

5 分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分者数(令和3年度)

(人)

区分	降任	免職	休職	降給	合計
町長部局等	-	0	0	0	0
教育委員会	-	0	0	0	0
合 計	-	0	0	0	0

(注) 分限処分とは、職員がその職務を十分に果たし得ない場合(病気等)に、本人の意に反して行う処分をいう。

(2) 懲戒処分者数(令和4年度)

(人)

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
町長部局等	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

(注) 懲戒処分とは、職員の一定の服務義務違反に対して、道義的責任を追求するために行う処分をいう。

6 服務の状況

(1) 服務規律遵守のための取り組み(令和4年度)

当町では、「長泉町職員服務規程」の規定に基づき、職員の服務規律保持に努め、守秘義務の厳守、個人情報の適正管理等、職員の服務に関する各種規定の遵守を図っており、特に飲酒運転撲滅、年末年始の綱紀粛正について、庁議やメール等で周知することで、より一層の徹底を図った。

(2) 職務専念義務の免除

免除対象となる 主な場合	(1) 研修を受ける場合 (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合 (3) 地方公務員法第55条第8項の規定に基づき、適法な交渉を行う場合 (4) 前3号に規定する場合を除くほか、任命権者が定める場合
-----------------	---

(注) 「職務に専念する義務の特例に関する条例」により定められている。

(3) 営利企業等従事許可の状況(令和4年度)

区分	許可件数(件)	主な許可事例
町長部局	0	
教育委員会	0	
合 計	0	

(注) 上記の許可は、地方公務員法第38条第1項に基づくものである。

7 研修の状況

職員研修の概要等(令和4年度)

種別	件数 (件)	受講人 数(人)	内 容
通信教育講座	1	3	新規に採用した職員に対し、公務員としての倫理感及びコンプライアンス意識の習得を目的として実施

8 福祉及び利益の保護の状況

(1) 定期健康診断の実施状況(令和4年度)

区分	対象人数(人)	受診人数(人)	受診率(%)
一般検診	43	43	100.00
人間ドック等(希望者)		0	0.00
合 計		43	100.00

(2) 公務災害等の認定状況(令和4年度)

(件)

区分	公務災害	通勤災害	合計
町長部局等	0	0	0
教育委員会	1	0	1
合 計	1	0	1